

## 令和3年度 小田原城北工業高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立小田原城北工業高等学校は、不祥事の未然防止を目的として、次のとおり不祥事防止ゼロプログラムを定める。

### 1 実施責任者

神奈川県立小田原城北工業高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭がこれを補佐する。

### 2 目標(ア)及び行動計画(イ)

#### (1) 法令遵守意識の向上(法令の遵守、服務規律の徹底)

ア 目標	「神奈川県職員行動指針」、「同ハンドブック」を再確認し、改めて徹底する。
イ 行動計画	1 「職員行動指針」、「同ハンドブック」を周知し、基本的姿勢・心構え・実践すべき奨励的な行動等を意識し、教育公務員としての意識を高め、法規範を守り行動する。 2 常に公私の別を明らかにし、県民の疑惑や不信を招く行為を行わない。

#### (2) 職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の防止

ア 目標	パワハラ、セクハラ、マタハラ等について理解を深め、組織的な対応を図る。
イ 行動計画	1 管理監督者による適切な管理を行うと同時に、朝の打合せ時や職員会議等で随時注意を喚起する。 2 職場のハラスメントに係る研修会等を実施し、全職員が認識を共有し不祥事を未然に防止する。

#### (3) 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標	わいせつ事案、スクールセクハラについて理解を深め、組織的な対応を図る。
イ 行動計画	1 「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」をもとに、全職員が当事者意識をもって課題を掘り下げる場を設定し、不祥事を未然に防止する。 2 新聞記事等をもとに、朝の打合せや職員会議等で随時注意を喚起する。 3 教育実習生に対しては、オリエンテーションで注意喚起をする。

#### (4) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標	「体罰防止ガイドライン」を活用し、体罰によらない適切な指導を徹底する。
イ 行動計画	1 職員啓発資料等をもとに、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。 2 新聞記事等をもとに、朝の打合せや職員会議等で随時注意を喚起する。 3 教育実習生に対して、オリエンテーションで注意喚起をする。

#### (5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標	マニュアルや点検体制が確実に機能するよう改善策を講じていく。
イ 行動計画	1 入学者選抜に係る事務の新たな方法の研修会を実施して確実に理解し、事故のない入学者選抜を実施する。 2 指導要録・調査書作成について新たな点検方法を理解し導入し、発行に際し事故を起こさない。

#### (6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策(パスワードの設定、誤廃棄防止)

ア 目標	個人情報管理、セキュリティ対策を講じ情報流出等の不祥事を未然に防止する。
イ 行動計画	1 「個人情報保護ハンドブック」を有効に活用し、教職員の個人情報保護に関する意識の高揚を図る。生徒のメールアドレス等の個人情報をやむをえず校外に持ち出す場合には正式な手続きを行う。教務手帳の管理を徹底する。 2 個人情報を含むファイルやメモリ媒体等にはパスワードを設定する。メモリ媒体等紛失、誤廃棄なきよう管理を徹底し、使用後の廃棄に関してはデータ抹消等適切な処理を行う。

(7) 交通事故防止 酒酔い・酒気帯び運転止 交通法規の遵守

ア 目標	交通事故(酒酔い、酒気帯び運転を含む)の発生を未然に防ぐ。
イ 行動計画	1 交通事故についての行動指針を再確認し、所定の届け出を確実に行う。 2 飲酒をともなう会合等には絶対に自家用車で行かない。参加した場合には飲酒しない。 3 全期間を通して新聞記事等をもとに、朝の打合せや職員会議等で随時注意を喚起する。

(8) 業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)

ア 目標	確実に合理的な業務執行体制を確立する
イ 行動計画	1 職員間で綿密にコミュニケーションを図る。また、オンライン掲示板や Teams 等を活用し効果的に情報を共有する。 2 試験作成時や成績処理におけるチェック体制を徹底する。 3 職員の同僚性を尊重した職員相互の協力体制を高め、組織としてスムーズに業務を遂行できるようにする。

(9) 財務事務等の適正執行

ア 目標	県費、私費会計執行等に関する事故の発生を未然に防止する。
イ 行動計画	1 不適正経理の事案を踏まえ、県費の執行体制を複数人で確認する。 2 年度当初に、私費関係担当者を対象に、会計の適正執行等についての打合わせを実施する。

3 検証(ウ)

本プログラムの行動計画について、次の時期に実施状況を確認し、未実施項目があった場合は補完処置を講ずる。また、目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

	検証時期	補完時期
第1回目 中間検証	令和3年9月下旬まで	令和3年10月末まで
第2回目 中間検証	令和4年1月末まで	令和4年2月中まで
最終検証	令和4年3月初旬	

最終検証の結果、新たな目標設定、行動計画が必要な場合は、新たな設定を行ったうえで、令和4年度における本プログラムを策定する。

4 実施結果

(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、ホームページに掲載する。

5 事務局

本プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画会議及び学校管理グループがこれを行う。

6 附則

本プログラムは、令和3年4月1日から施行する。